

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省航空局空港部首都圏空港課 電話番号: 03-5253-8721	e-mail: g_CAB_HKJ_STK@mlit.go.jp
評価実施時期	平成21年3月2日	
規制の目的、内容及び必要性等	①成田国際空港株式会社(以下「会社」という。)総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止 ②会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出 法令の名称・関連条項とその内容 ①成田国際空港株式会社法第4条の2、②成田国際空港株式会社法第4条の3、第4条の4	
想定される代替案	①についての代替案:成田空港の適切な管理・運営、議決権の取得・保有制限を導入せずに、例えば、空港の運用方法についての制限等、会社に対する行為規制のみで担保しようとする場合 ②についての代替案:届出義務を課さずに、①の規制の実効性を担保しようとする場合	
規制の費用	費用の要素 代替案の場合	
(遵守費用)	①株主は、会社の議決権の取得・保有が制限されているが、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される法第4条の5に基づき、会社は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができる。 ②株主は、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される法第4条の5に基づき、会社は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができることから、届出に要する費用は僅少である。	①いかなる株主構成の場合であっても空港運営上想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入するため、結果として過剰な規制を課す可能性があり、会社は当該規制を遵守するために過剰な費用を要する可能性がある。 ②株主については、届出の手続が不要であることから、費用は発生しない。
(行政費用)	①当該規制の遵守状況について把握するための費用が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行うことなく対応が可能であり、費用の増加は僅少である。 ②当該届出を受理し、その内容を確認する費用が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。	①法で定めた行為規制の遵守状況を把握するために一定の費用がかかることが想定される。 ②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができないことから、金融商品取引法に基づき提出される大量保有報告書によって、議決権を大量に取得した者がいないか、日々確認する必要が生じ、相当の費用が発生することが想定される。
規制の便益	便益の要素 代替案の場合	
	①成田空港は、独占で代替不可能な我が国の重要な公共インフラであるがゆえに、実際に空港の管理・運営が適切に行われなくなる事態が生じると、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることになるが、会社の議決権の取得・保有制限を導入することにより、特定の者によって大量に株式を買い占められる場合に生じうる、空港の管理・運営が適切に行われぬ事態を防ぐことができる。 ②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができる。(なお、当該届出後の株主の保有状況については、金融商品取引法に基づく大量保有報告書制度を活用することにより確認することとしている。)これらの手段により、上記①の規制の実効性を担保することができる。	①いかなる株主構成の場合であっても空港運営上想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入するため、空港の適切な管理・運営の確保を図ることが可能となるが、一方で、会社の自律性の確保といった政府保有株式の売却の趣旨を没却するおそれがある。 ②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握することができるため、上記①の規制の実効性を担保することは可能である。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	①空港の適切な管理・運営の確保を図るという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案は会社に過大な負担を課し、株式売却の趣旨を没却する可能性がある一方、本案はわずかな費用で済むことから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。 ②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握するという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案においては、相当の行政費用を要することが見込まれることから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。	
有識者の見解その他関連事項	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成20年法律第75号)附則第13条の規定に基づき、会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置等について、2008年度に内閣官房長官及び国土交通大臣の下に「空港インフラへの規制のあり方に関する研究会」を設置して検討した結果、当面、成田会社法は存置しつつ、段階的に株式を売却すること、また、株式売却に当たっては、内外無差別の大口株保有規制を導入すること等とされたところであり、これを踏まえ、今般、成田国際空港株式会社法の一部改正を行うものである。	
レビューを行う時期又は条件 備考		